

工事計画認可申請書

(高浜発電所第3号機の変更の工事)

関原発第328号

2019年11月15日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 岩根 茂

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3第1項
の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画の認可を受けたいので申請しま
す。

別 紙

高 浜 発 電 所 第 3 号 機

工 事 計 画 認 可 申 請 書

本 文 及 び 添 付 書 類

関 西 電 力 株 式 会 社

目 次

- I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- II. 工事計画
- III. 工事工程表
- IV. 変更の理由
- V. 添付書類

I. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号
代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹

II. 工事計画

発電用原子炉施設

1 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 高浜発電所
所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦

2 発電用原子炉施設の出力及び周波数

出 力	3,392,000 kW
第 1 号機	826,000 kW
第 2 号機	826,000 kW
第 3 号機	870,000 kW (今回申請分)
第 4 号機	870,000 kW
周波数	60 Hz

【申請範囲】(変更の工事に該当するものに限る)

原子炉格納施設

4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

原子炉格納施設

加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項

4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

本工事における「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の適用条文に関する範囲に限る。

変更前	変更後
<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第2条（定義）による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 設置許可基準規則第12条第2項に規定される「安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するもの」（解釈を含む。）を重要施設とする。（以下「重要施設」という。）</p> <p>2. 設計基準対象施設のうち、安全機能を有するものを安全施設とする。（以下「安全施設」という。）</p> <p>3. 安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものを重要安全施設とする。（以下「重要安全施設」という。）</p>	変更なし
<p>第2章 個別項目</p> <p>2. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>2. 3 放射性物質濃度低減設備</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会）」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として、アニュ</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>2. 圧力低減設備その他の安全設備</p> <p>2. 3 放射性物質濃度低減設備</p> <p>1次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることによる敷地境界外の実効線量が「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会）」に規定する線量を超えないよう、当該放射性物質の濃度を低減する設備として、アニュ</p>

変更前	変更後
<p>ラス空気浄化設備、安全補機室空気浄化設備及び格納容器スプレイ設備を設置する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、原子炉冷却材喪失事故時に想定する原子炉格納容器からの漏えい気体中に含まれるよう素を除去し、環境に放出される核分裂生成物の濃度を減少させるように設計する。</p> <p>アニュラス部に開口部を設ける場合には、気密性を確保する設計とする。</p> <p>格納容器スプレイ設備は、原子炉冷却材喪失事故時による素吸収効果を持つ添加剤により、原子炉格納容器内による素濃度を低減できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化設備のうち、浄化装置のフィルタによる素除去効率、アニュラス負圧達成時間及び浄化装置の処理容量は、設置（変更）許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>安全補機室空気浄化設備は、よう素除去フィルタを含むフィルタユニット及び安全補機室空気浄化ファンで構成し、原子炉冷却材喪失事故時には、安全補機室（格納容器スプレイポンプ室及び余熱除去ポンプ室等）からの排気中の放射性物質の除去低減が行える設計とする。</p>	<p>ラス空気浄化設備、安全補機室空気浄化設備及び格納容器スプレイ設備を設置する。</p> <p>アニュラス空気浄化設備は、原子炉冷却材喪失事故時に想定する原子炉格納容器からの漏えい気体中に含まれるよう素を除去し、環境に放出される核分裂生成物の濃度を減少させるように設計する。</p> <p>アニュラス部に開口部を設ける場合には、気密性を確保する設計とする。</p> <p>格納容器スプレイ設備は、原子炉冷却材喪失事故時による素吸収効果を持つ添加剤により、原子炉格納容器内による素濃度を低減できる設計とする。</p> <p>アニュラス空気浄化設備のうち、浄化装置のフィルタによる素除去効率、アニュラス負圧達成時間及び浄化装置の処理容量は、設置（変更）許可を受けた設計基準事故の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>安全補機室空気浄化設備は、よう素除去フィルタを含むフィルタユニット及び安全補機室空気浄化ファンで構成し、原子炉冷却材喪失事故時には、安全補機室（格納容器スプレイポンプ室及び余熱除去ポンプ室等）からの排気中の放射性物質の除去低減が行える設計とする。</p>
<p>2. 3. 1 単一故障に係る設計</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故</p>	<p>2. 3. 1 単一故障に係る設計</p> <p>重要度が特に高い安全機能を有する系統において、設計基準事故</p>

変更前	変更後
<p>が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、单一設計とするアニュラス空気浄化設備のダクトの一部並びに安全補機室空気浄化設備のフィルタユニット及びダクトの一部については、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が单一故障によって喪失しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、最も過酷な条件として、ダクトについては全周破断、フィルタユニットについてはフィルタ本体の閉塞を想定しても、安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その单一故障を仮定しない。</p> <p>安全上支障のない期間については、設計基準事故時に、ダクトの全周破断又はフィルタ本体の閉塞に伴う放射性物質の漏えいを考慮しても、周辺の公衆に対する放射線被ばくのリスクが設置（変更）許可を受けた「環境への放射性物質の異常な放出のうちの原子炉冷却材喪失」評価結果約 0.21mSv と同程度であり、また、補修作業に係る被ばくが緊急時作業に係る線量限度以下とできる期間として、3日間とする。</p> <p>設計に当たっては、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とするとともに、設計基準事故時の当該作業期間において、被ばくを可能な限り低く抑えるよう保安規定に基づき管理する。</p>	<p>が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、单一設計とするアニュラス空気浄化設備のダクトの一部並びに安全補機室空気浄化設備のフィルタユニット及びダクトの一部については、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が单一故障によって喪失しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、最も過酷な条件として、ダクトについては全周破断、フィルタユニットについてはフィルタ本体の閉塞を想定しても、安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計とし、その单一故障を仮定しない。</p> <p>安全上支障のない期間については、設計基準事故時に、ダクトの全周破断又はフィルタ本体の閉塞に伴う放射性物質の漏えいを考慮しても、周辺の公衆に対する放射線被ばくのリスクが設置（変更）許可を受けた「環境への放射性物質の異常な放出のうちの原子炉冷却材喪失」評価結果約 0.27mSv と同程度であり、また、補修作業に係る被ばくが緊急時作業に係る線量限度以下とできる期間として、3日間とする。</p> <p>設計に当たっては、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とするとともに、設計基準事故時の当該作業期間において、被ばくを可能な限り低く抑えるよう保安規定に基づき管理する。</p>

(2) 適用基準及び適用規格

変更前	変更後
<p>第2章 個別項目</p> <p>原子炉格納施設に適用する個別項目の基準及び規格は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号) ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈 (平成 29 年 11 月 29 日原規技発第 1711293 号) ・発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈 (平成 17 年 12 月 15 日原院第 5 号) ・原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて (昭和 39 年 5 月 27 日原子力委員会決定) ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成 2 年 8 月 30 日原子力安全委員会決定) ・非常用炉心冷却設備又は格納容器熱除去設備に係るろ過装置の性能評価等について (内規) (平成 20・02・12 原院第 5 号平成 20 年 2 月 27 日原子力安全・保安院制定) ・JIS G 3466-2010 一般構造用角形鋼管 	変更なし

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">・原子炉格納容器の漏えい率試験規程 (JEAC4203-2008)・JSME S NA1-2008 発電用原子力設備規格 維持規格・JSME S NB1-2001 発電用原子力設備規格 溶接規格・JSME S NB1-2007 発電用原子力設備規格 溶接規格・JSME S NC1-2001 発電用原子力設備規格 設計・建設規格・JSME S NC1-2005 発電用原子力設備規格 設計・建設規格・JSME S NC1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格・JSME S NE1-2003 コンクリート製原子炉格納容器規格・ASME Boiler & Pressure Vessel Code VIII Div.2(2010 Edition with addenda 2011)・DIN EN 10088-2(2005) 1.4301(DIN)	変更なし

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

5 (1) ~ 5 (5) について次に示す。

5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項目次

1. 品質管理監督システムの計画
2. 目的
3. 定義
4. 品質マネジメントシステム
 - 4.1 一般要求事項
 - 4.2 文書化に関する要求事項
 - 4.2.1 一般
 - 4.2.2 品質マニュアル
 - 4.2.3 文書管理
 - 4.2.4 記録の管理
5. 経営者の責任
 - 5.1 経営者のコミットメント
 - 5.2 原子力安全の重視
 - 5.3 品質方針
 - 5.4 計画
 - 5.4.1 品質目標
 - 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
 - 5.5 責任、権限及びコミュニケーション
 - 5.5.1 責任及び権限
 - 5.5.2 管理責任者
 - 5.5.3 プロセス責任者
 - 5.5.4 内部コミュニケーション
 - 5.6 マネジメントレビュー
 - 5.6.1 一般
 - 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット
 - 5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット
6. 資源の運用管理
 - 6.1 資源の提供
 - 6.2 人的資源
 - 6.2.1 一般
 - 6.2.2 力量、教育・訓練及び認識
 - 6.3 原子炉施設及びインフラストラクチャー
 - 6.4 作業環境
7. 業務の計画及び実施
 - 7.1 業務の計画

- 7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス
 - 7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化
 - 7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー
 - 7.2.3 外部とのコミュニケーション
- 7.3 設計・開発
 - 7.3.1 設計・開発の計画
 - 7.3.2 設計・開発へのインプット
 - 7.3.3 設計・開発からのアウトプット
 - 7.3.4 設計・開発のレビュー
 - 7.3.5 設計・開発の検証
 - 7.3.6 設計・開発の妥当性確認
 - 7.3.7 設計・開発の変更管理
- 7.4 調達
 - 7.4.1 調達プロセス
 - 7.4.2 調達要求事項
 - 7.4.3 調達製品の検証
- 7.5 業務の実施
 - 7.5.1 業務の管理
 - 7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認
 - 7.5.3 識別及びトレーサビリティ
 - 7.5.4 原子力部門外の所有物
 - 7.5.5 調達製品の保存
- 7.6 監視機器及び測定機器の管理
- 8. 評価及び改善
 - 8.1 一般
 - 8.2 監視及び測定
 - 8.2.1 原子力安全の達成
 - 8.2.2 内部監査
 - 8.2.3 プロセスの監視及び測定
 - 8.2.4 検査及び試験
 - 8.3 不適合管理
 - 8.4 データの分析
 - 8.5 改善
 - 8.5.1 継続的改善
 - 8.5.2 是正処置
 - 8.5.3 予防処置

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

変更前	変更後
<p>1. 品質管理監督システムの計画</p> <p>当社は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」及び「同規則の解釈」に基づき、品質マネジメントシステム（安全文化を醸成するための活動を行うしくみを含む。以下「品質マネジメントシステム」という。）を構築し、品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」を定めている。本品質管理監督システムの計画（以下「品質保証計画」という。）は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に基づくものとして定め、高浜発電所第3号機の設計及び工事に係る保安活動に適用する。</p>	
<p>2. 目的</p> <p>原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p>	変更なし
<p>3. 定義</p> <p>本品質保証計画における用語の定義は、下記に定めるものの他JEAC4111に従う。</p> <p>(1) 原子力部門</p> <p>第1図に定める組織をいう。</p> <p>(2) 原子炉施設</p> <p>原子力発電所を構成する構築物、系統及び機器等の総称をいう。（以下、関係法令における「発電用原子炉施設」のことをいう。）</p> <p>(3) 原子力施設情報公開ライブラリー</p> <p>原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベースのことをいう。（以下「ニューシア」という。）</p> <p>(4) PWR事業者連絡会</p> <p>国内PWR（加圧水型軽水炉）プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカの間で必要な技術検討</p>	

変更前	変更後
の実施及び技術情報を共有するための連絡会のことをいう。	
4. 品質マネジメントシステム	
4.1 一般要求事項	
(1) 原子力部門は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。	
(2) 原子力部門は、次の事項を実施する。	
a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの原子力部門への適用を4.2.1項 b)、c)、d) 及び e) に示す文書で明確にする。	
b) これらのプロセスの順序及び相互関係を第2図に示す。	
c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を品質マネジメントシステムの文書にて明確にする。	
d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。(6.参照)	変更なし
e) これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	
f) これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。	
g) これらのプロセス及び原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。	
h) 社会科学及び行動科学の知見を踏まえて、品質マネジメントシステムの運用を促進する。	
(3) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運用において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(以下「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、第2表の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。また、これに基づき資源の適切な配分を行う。なお、グレード分けの決定に際しては、重要度分類指針に基づく重要性に加えて以下の事項を考慮することができる。	
a) プロセス及び原子炉施設の複雑性、独自性、又は斬新性の程度	
b) プロセス及び原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度	

変更前	変更後
<p>c) 検査又は試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</p> <p>d) 作業又は製造プロセス、要員、要領、及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</p> <p>e) 運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査及び取替えの難易度</p> <p>(4) 原子力部門は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</p> <p>(5) 原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースすることを原子力部門が決めた場合には、原子力部門はアウトソースしたプロセスに関して管理を確実にする。これらのアウトソースしたプロセスに適用される管理の方式及び程度は、原子力部門の品質マネジメントシステムの文書に定める。</p>	変更なし

4.2 文書化に関する要求事項

4.2.1 一般

品質マネジメントシステムの文書には、次の事項を含める。品質マネジメントシステムの文書体系図を第3図に示す。

- a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明
- b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」
- c) JEAC4111の要求事項に基づき作成する第1表に示す社内標準及びこれらの社内標準の中で明確にした記録
- d) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した第2表に示す社内標準及びこれらの社内標準の中で明確にした記録
- e) 原子力部門内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、原子力部門が必要と決定した文書（c）及び（d）の社内標準を除く。）及びこれらの文書の中で明確にした記録

なお、b)、c) 及び d) に示す社内標準以外の品質マネジメントシステムで必要とされる文書は、第1表、第2表で示す社内標準の中で、文書名又は作成し管理することを記載する。

また c)、d) 及び e) の記録は、適正に作成する。

変更前	変更後
<p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>原子力部門は、次の事項を含む品質マニュアルとして、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」（本品質保証計画を含む。）を作成し、維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステムの組織に関する事項 b) 品質マネジメントシステムの計画に関する事項 c) 品質マネジメントシステムの実施に関する事項 d) 品質マネジメントシステムの評価に関する事項 e) 品質マネジメントシステムの改善に関する事項 f) 品質マネジメントシステムの適用範囲（1. 参照） g) 品質マネジメントシステムについて確立された社内標準（4.2.1参照） h) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述（第2図参照） 	
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理する。ただし、記録は文書の一種ではあるが、4.2.4項に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 次の活動に必要な管理を規定するために、第1表の4.2.3項に係る社内標準を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書をレビューし、承認する。 b) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。 c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 e) 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために原子力部門が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。 g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。 	変更なし

変更前	変更後
<p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 原子力部門は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 原子力部門は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関して必要な管理を規定するために、第1表の4.2.4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>(3) 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	
<p>5. 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を原子力部門内に周知する。 b) 品質方針を設定する。 (5.3参照) c) 管理責任者を指揮し、品質目標が設定されることを確実にする。 (5.4.1参照) d) マネジメントレビューを実施する。 (5.6参照) e) 管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの確立と維持に必要な資源が使用できることを確実にする。 (6. 参照) f) 安全文化を醸成するための活動を促進する。 	変更なし
<p>5.2 原子力安全の重視</p> <p>原子力安全を最優先に位置付け、社長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が決定され、満たされていることを確実にする。 (7.2.1及び8.2.1参照)</p>	
<p>5.3 品質方針</p> <p>社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 原子力部門の目的に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 	

変更前	変更後
<p>d) 原子力部門全体に伝達され、理解される。</p> <p>e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。</p>	
5.4 計画	
5.4.1 品質目標	
<p>(1) 社長は、原子力部門内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1（3）a）参照）が設定されていることを確実にする。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合をとる。</p> <p>(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、第2表の5.4項に係る社内標準を確立する。</p>	
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	変更なし
社長は、次の事項を確実にする。	
<p>a) 品質目標に加えて4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれている。</p>	
5.5 責任、権限及びコミュニケーション	
5.5.1 責任及び権限	
社長は、別添1の保安に関する職務及び別添2の主任技術者の職務に定める責任（本品質保証計画に基づく活動について説明する責任を含む。）と権限が、原子力部門全体に周知されていることを確実にする。	
5.5.2 管理責任者	
<p>(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門（経営監査室を除く。）の管理責任者とし、経営監査室長を経営監査室の管理責任者として任命する。</p> <p>(2) 管理責任者（原子力事業本部長）は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</p>	

変更前	変更後
<p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確實にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 原子力部門（経営監査室を除く。）全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p> <p>(3) 経営監査室長は、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確實にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。</p> <p>c) 経営監査室全体にわたって、関係法令の遵守及び原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</p>	
5.5.3 プロセス責任者	変更なし
<p>社長は、プロセス責任者に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与える。</p> <p>a) プロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 業務の成果を含む実施状況について評価する。（5.4.1及び8.2.3参照）</p> <p>d) 安全文化を醸成するための活動を促進する。</p>	
5.5.4 内部コミュニケーション	
<p>(1) 社長は、原子力部門内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを次の活動により確実にする。</p> <p>a) 会議（品質保証会議、原子力発電安全委員会、発電所レビュー、原子力発電安全運営委員会等）</p> <p>b) 文書（電磁的記録媒体を含む。）による周知、指示及び報告</p> <p>(2) 原子力部門は、内部コミュニケーションに係る事項について、第2表の</p>	

変更前	変更後
<p>5.5.4項に係る社内標準を確立する。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、原子力部門の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切、妥当かつ有効であることを確実にするために、年1回（原則として年度末）以上品質マネジメントシステムをレビューする。</p> <p>(2) 発電所長は、発電所における品質マネジメントシステムを評価し、その結果を第2表の5.5.4項に係る社内標準に基づき管理責任者（原子力事業本部長）へ報告する。</p> <p>管理責任者（原子力事業本部長及び経営監査室長）は、これら的情報を含む自らが所管する品質マネジメントシステムに係る活動を評価し、その結果をマネジメントレビューへのインプットとする。</p> <p>(3) マネジメントレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p>なお、別添1の保安に関する職務の第1項(18)に定める関係する部門についてもマネジメントレビューの結果に基づいて社長が必要な業務の指示を行う。</p> <p>(4) マネジメントレビューの結果の記録は、維持する。 (4.2.4参照)</p>	変更なし
<p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 監査の結果 b) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1参照) c) プロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）並びに検査及び試験の結果 (8.2.3及び8.2.4参照) d) 予防処置及び是正処置の状況 (8.5.2及び8.5.3参照) e) 安全文化を醸成するための活動の実施状況 f) 関係法令の遵守状況 g) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ (5.6.3参照) 	

変更前	変更後
<p>h) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更 i) 改善のための提案</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューからのアウトプット マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施にかかる改善 c) 資源の必要性 <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6. 1 資源の提供 原子力部門は、原子力安全に必要な資源を第2表の6.1項、6.2項及び7.1項に係る社内標準において明確にし、提供する。</p> <p>6. 2 人的資源</p> <p>6. 2. 1 一般 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育、訓練、技能及び経験を判断の根拠として力量を有する。</p> <p>6. 2. 2 力量、教育・訓練及び認識 原子力部門は、第2表の5.4項及び6.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。 b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるよう教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。 c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。 d) 原子力部門の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。 e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する。 (4.2.4参) 	変更なし

変更前	変更後
照)	
6. 3 原子炉施設及びインフラストラクチャー 原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な原子炉施設を第2表の7.1項に係る社内標準において明確にし、維持管理する。 また、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャーを第2表の7.1項に係る社内標準において明確にし、維持する。	
6. 4 作業環境 原子力部門は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を第2表の7.1項に係る社内標準において明確にし、運営管理する。	
7. 業務の計画及び実施 7. 1 業務の計画 (1) 原子力部門は、第1表の4.2.3項に係る社内標準及び第2表の7.1項に係る社内標準に基づき、保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。 (2) 業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。 (4.1参照) (3) 原子力部門は、業務の計画に当たって、次の各事項について適切に明確化する。なお、d) については第2表の7.1項に係る社内標準において明確にする。 a) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項 b) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性並びに資源の提供の必要性 c) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査及び試験活動並びにこれらの合否判定基準 d) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4参照) (4) この計画のアウトプットは、原子力部門の運営方法に適した形式にする。	変更なし
7. 2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7. 2. 1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化	

変更前	変更後
<p>原子力部門は、次の事項を業務の計画（7.1参照）で明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項 b) 明示されてはいないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項 c) 原子力部門が必要と判断する追加要求事項すべて 	
<p>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。 b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。 c) 原子力部門が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。 <p>(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。（4.2.4参照）</p> <p>(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が、書面で示されない場合には、原子力部門はその要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、原子力部門は、関連する文書として業務の計画を修正する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p>	変更なし
<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>原子力部門は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を第2表の7.2.3項に係る社内標準で明確にし、実施する。</p>	
<p>7.3 設計・開発</p> <p>原子力部門は、第2表の7.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 設計・開発の計画において、原子力部門は、次の事項を明確にする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計・開発の段階 b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認 	

変更前	変更後
<p>c) 設計・開発に関する責任（本品質保証計画に基づく活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限</p> <p>(3) 原子力部門は、効果的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインターフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に更新する。</p>	
<p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 原子炉施設の要求事項に関するインプットを明確にし、記録を維持する。（4.2.4参照）そのインプットには、次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 機能及び性能に関する要求事項 b) 適用される法令・規制要求事項 c) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 <p>(2) 原子炉施設の要求事項に関するインプットについては、その適切性をレビューし、承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいでなく、相反することがないようにする。</p>	変更なし
<p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、リリースの前に、承認を受ける。</p> <p>(2) 設計・開発からのアウトプットは、次の状態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。 b) 調達、業務の実施（原子炉施設の使用を含む。）に対して適切な情報を提供する。 c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。 d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。 	
<p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。</p>	

変更前	変更後
<p>a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>(4.2.4参照)</p>	
<p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。</p> <p>この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>(4.2.4参照)</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p>	
<p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 結果として得られる原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 実行可能な場合にはいつでも、原子炉施設の使用前に、妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する。</p> <p>(4.2.4参照)</p>	変更なし
<p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する。(4.2.4参照)</p> <p>(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含める。</p> <p>(4) 変更のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持す</p>	

変更前	変更後
る。 (4.2.4参照)	
7.4 調達	
原子力部門は、第2表の7.4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。	
7.4.1 調達プロセス	
(1) 原子力部門は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。	
(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は、調達製品が、原子力安全に及ぼす影響に応じて定める。	
(3) 原子力部門は、供給者が原子力部門の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。	
(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。 (4.2.4参照)	
(5) 原子力部門は、調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報の取得及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な措置に関する管理方法を定める。	変更なし
7.4.2 調達要求事項	
(1) 調達要求事項では、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当するものを含める。	
a) 製品、手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項	
b) 要員の適格性確認に関する要求事項	
c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
d) 不適合の報告及び処理に関する要求事項	
e) 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項	
(2) 原子力部門は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	
(3) 原子力部門は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	

変更前	変更後
<p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 原子力部門は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を定めて、実施する。</p> <p>(2) 原子力部門が、供給者先で検証を実施することにした場合には、原子力部門は、その検証の要領及び調達製品のリリースの方法を調達要求事項の中で明確にする。</p>	
<p>7.5 業務の実施</p> <p>原子力部門は、業務の計画（7.1参照）に基づき、次の事項を実施する。</p>	
<p>7.5.1 業務の管理</p> <p>原子力部門は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。 b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。 c) 適切な設備を使用している。 d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。 e) 監視及び測定が実施されている。 f) 業務のリリースが実施されている。 	変更なし
<p>7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、原子力部門は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 原子力部門は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準 b) 設備の承認及び要員の適格性確認 c) 所定の方法及び手順の適用 d) 記録に関する要求事項（4.2.4参照） 	

変更前	変更後
e) 妥当性の再確認	
7.5.3 識別及びトレーサビリティ	
(1) 必要な場合には、原子力部門は、業務の計画及び実施の全過程において、適切な手段により、業務・原子炉施設を識別する。	
(2) 原子力部門は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別する。	
(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、原子力部門は業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する。 (4.2.4参照)	
7.5.4 原子力部門外の所有物	
原子力部門は、原子力部門外の所有物について、それが原子力部門の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。 (4.2.4参照)	
7.5.5 調達製品の保存	変更なし
(1) 原子力部門は、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には、該当する場合、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。保存は、取替品、予備品にも適用する。	
(2) 原子力部門は、調達製品の保存に係る事項について、第2表の7.5.5項に係る社内標準を確立する。	
7.6 監視機器及び測定機器の管理	
原子力部門は、業務の計画（7.1参照）に基づき、次の事項を実施する。	
(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、原子力部門は、実施すべき監視及び測定を第2表の7.1項及び8.2.4項に係る社内標準において明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を第2表の7.6項に係る社内標準において明確にする。	
(2) 原子力部門は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを第2表の7.1項に係る社内標準において確立する。	
(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、次	

変更前	変更後
<p>の事項を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する。 (4.2.4参照) b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。 c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。 d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。 e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。 <p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、原子力部門は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。 (4.2.4参照)</p> <p>原子力部門は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する。 (4.2.4参照)</p> <p>(4) 規定要求事項にかかる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができる事を確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。</p>	変更なし

8. 評価及び改善

8.1 一般

(1) 原子力部門は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析及び改善のプロセスを計画し、実施する。

- a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。
- b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。
- c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。

8.2 監視及び測定

8.2.1 原子力安全の達成

原子力部門は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の

変更前	変更後
<p>一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を第2表の8.2.1項に係る社内標準に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>原子力部門は、第1表の8.2.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行うことができる組織が内部監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質マネジメントシステムが、業務の計画（7.1参照）に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、及び原子力部門が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。 b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。 <p>(2) 監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して、監査プログラムを策定する。監査の基準、範囲、頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。ただし、監査員は、自らの業務を監査しない。</p> <p>(3) 監査の計画及び実施、記録の作成及び結果の報告に関する責任及び権限、並びに要求事項を規定する。</p> <p>(4) 監査及びその結果の記録を維持する。（4.2.4参照）</p> <p>(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには、とられた処置の検証及び検証結果の報告を含める。（8.5.2参照）</p> <p>(6) 監査のプログラム及び結果について、管理責任者に報告する。</p> <p>(7) 経営監査室は、原子力事業本部及び発電所が実施した内部監査を評価する。その結果、経営監査室長が必要と判断した場合には、原子力事業本部、発電所に内部監査の実施を指示する。</p> <p>(8) 原子力事業本部及び発電所は、経営監査室長から内部監査の実施について指示がある場合は内部監査を実施する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視、及び適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、品質目標及び文書の修正並びに是正処置をとる。</p>	
<p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、第2表の8.2.4項に係る社内標準を確立し、原子炉施設を検査及び試験する。検査及び試験は、業務の計画（7.1参照）に従って、適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠を維持する。（4.2.4参照）</p> <p>(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。</p> <p>(3) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を、記録する。（4.2.4参照）</p> <p>(4) 業務の計画（7.1参照）で決めた検査及び試験が完了するまでは、当該原子炉施設を据え付けたり、運転したりしない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p>	変更なし
<p>8.3 不適合管理</p> <p>原子力部門は、第1表の8.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力部門は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理並びにそれに関連する責任及び権限を規定する。</p> <p>(3) 該当する場合には、原子力部門は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース、又は合格と判定することを正式に許可する。</p>	

変更前	変更後
<p>c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。 (4.2.4参照)</p> <p>(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	変更なし

8.4 データの分析

- (1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために第2表の8.4項に係る社内標準において適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。
- (2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。
- a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1参照)
 - b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合 (8.2.3及び8.2.4参照)
 - c) 予防処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向 (8.2.3及び8.2.4参照)
 - d) 供給者の能力 (7.4参照)

8.5 改善

8.5.1 継続的改善

原子力部門は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、予防処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。

8.5.2 是正処置

原子力部門は、第1表の8.5.2項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

変更前	変更後
<p>(1) 原子力部門は、再発防止のため、不適合の原因を除去する処置をとる。</p> <p>(2) 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p> <p>(3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 不適合のレビュー b) 不適合の原因の特定 c) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価 d) 必要な処置の決定及び実施 e) とった処置の結果の記録（4.2.4参照） f) とった是正処置の有効性のレビュー 	変更なし

8.5.3 予防処置

原子力部門は、第1表の8.5.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。

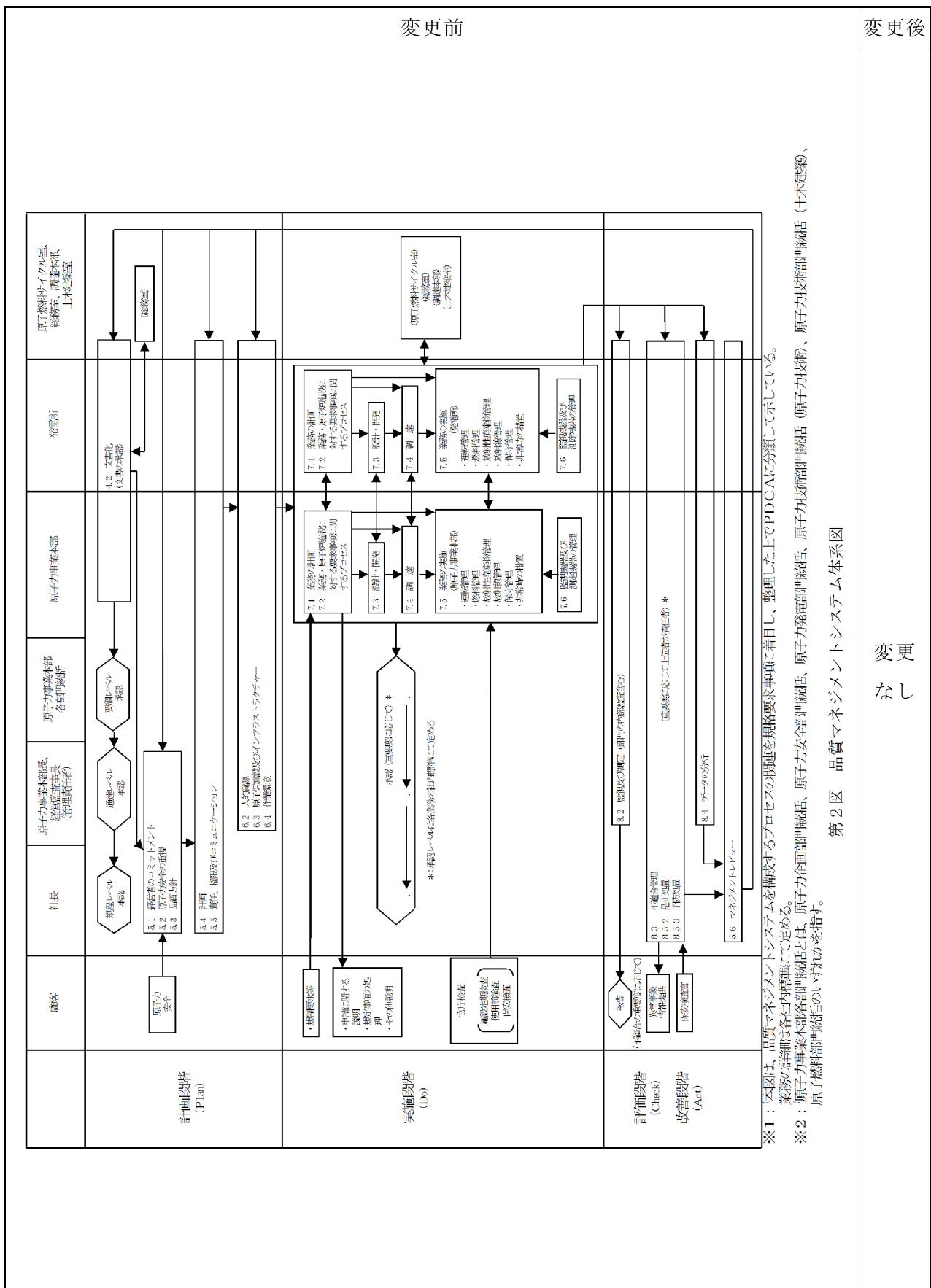
- (1) 原子力部門は、起こり得る不適合が発生することを防止するために、保安活動の実施によって得られた知見（良好事例を含む。）及び他の施設から得られた知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報及びニュース登録情報を含む。）の活用を含め、その原因を除去する処置を決める。この活用には、原子力安全に係る業務の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者と共有することも含む。
 - (2) 予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。
 - (3) 次の事項に関する要求事項（JEAC4111附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。）を規定する。
- a) 起こり得る不適合及びその原因の特定
 - b) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価
 - c) 必要な処置の決定及び実施
 - d) とった処置の結果の記録（4.2.4参照）
 - e) とった予防処置の有効性のレビュー

変更前	変更後
<p>(1 / 2)</p> <p>【本店】</p> <pre> graph TD GM[管理責任者（経営監査室長）] --- OM[経営監査室長] OM --- GM_OA[管理責任者（原子力事業本部長）] GM_OA --- OA[原子力事業本部長] OA --- QA[品質保証会議] OA --- AF[原子燃料サイクル室長] OA --- TM[総務室長] OA --- DA[調達本部長] OA --- CB[土木建築室長] OA --- APD[原子力企画部門統括] OA --- ASD[原子力安全部門統括] OA --- AED[原子力発電安全委員会] OA --- AEDP[原子力発電部門統括] OA --- ATD[原子力技術部門統括 原子力技術] OA --- ATDP[原子力技術部門統括 土木建築] OA --- ADP[原子燃料部門統括] OA --- E[環境モニタリングセンター所長] OA --- AW[原子力工事センター所長] OA --- OA_C[原子力企画部門統括] OA --- OA_S[原子力安全部門統括] OA --- AED_C[原子力発電安全委員会] OA --- AED_P[原子力発電部門統括] OA --- ATD_T[原子力技術部門統括 原子力技術] OA --- ATD_B[原子力技術部門統括 土木建築] OA --- ADP_T[原子燃料部門統括] OA --- E_C[環境モニタリングセンター所長] OA --- AW_C[原子力工事センター所長] OA --- OA_C_C[原子力企画部門統括] OA --- OA_S_C[原子力安全部門統括] OA --- AED_C_C[原子力発電安全委員会] OA --- AED_P_C[原子力発電部門統括] OA --- ATD_T_C[原子力技術部門統括 原子力技術] OA --- ATD_B_C[原子力技術部門統括 土木建築] OA --- ADP_T_C[原子燃料部門統括] OA --- E_C_C[環境モニタリングセンター所長] OA --- AW_C_C[原子力工事センター所長] </pre> <p>(※ 1)</p> <p>(※ 2)</p>	変更なし

第1図 組織図

変更前	変更後
<p>(2 / 2)</p> <p>【発電所】</p> <p>(※1) 動力用原子炉主任技術者</p> <p>(※2) 発電所長</p> <p>原子力発電 安全運営委員会 発電所レビュー</p> <p>電気主任技術者 ボイラー・タービン 主任技術者</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質保証室長 安全・防災室長 所長室長 技術課長 原子燃料課長 放射線管理課長 第一発電室長 第二発電室長 当直課長 保全計画課長 電気保修課長 計装保修課長 原子炉保修課長 タービン保修課長 土木建築課長 電気工事グループ課長 機械工事グループ課長 土木建築工事グループ課長 	変更 なし

第1図 組織図



変更前	変更後
<p>1次文書 → 4.2.1 b) の文書</p> <p>2次文書 → 4.2.1 c) 及び d) の社内標準</p> <p>3次文書 → 4.2.1 e) の文書</p> <p>記録 → 4.2.1 c)、d) 及び e) の記録</p>	変更なし

第3図 品質マネジメントシステム文書体系図

変更前						変更後	
品質保証 計画関連 条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号	変更 なし	
		1次 文書	2次文書				
4.2.3	文書管理 記録の管理	原子力発電の安全に係る品質保証規程※ ₁	原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18 原総通達 第3号		
4.2.4			原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18 経営原通達 第1号		
8.2.2	内部監査		不適合管理および是正処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原品証通達 第1号		
8.3			予防処置通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18 原発電通達 第2号		
8.5.2	不適合管理 是正処置						
8.5.3	予防処置						

※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室及び経営監査室であり、文書番号は平成15 規程 第5号とする。

変更前					変更後
品質保証 計画関連 条項	項目	社内標準名	所管箇所	文書番号	
		1次 文書	2次文書		
4.1	重要度分類	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ^{※1}	グレード分け通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原品 証通達第2号
4.1	安全文化		安全文化通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成25原品 証通達第1号
5.4 5.5.3 6.2.2	品質目標		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原品 証通達第3号
5.5.3	プロセス責任者		原子力部門における文書・記録管理通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18原総 通達第3号
5.5.4 5.6	内部コミュニケーション		内部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原品 証通達第4号
6.1	資源の提供		要員・組織計画通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18原原 企通達第1号
6.1 6.2	力量、教育・訓練及び認識		教育・訓練通達	原子力事業本部 原子力企画部門	平成18原原 企通達第2号
6.1 6.3	運転管理		運転管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原發 電通達第1号
6.4	燃料管理		原子燃料管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原燃 保通達第1号
7.1	放射性廃棄物管理		放射性廃棄物管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原放 管通達第1号
7.2	放射線管理		放射線管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原放 管通達第2号
7.6	保守管理		保守管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原保 修通達第1号
8.2.4	非常時の措置		非常時の措置通達	原子力事業本部 原子力安全部門	平成26原危 管通達第1号
	その他		安全管理通達	原子力事業本部 原子力安全部門	平成26原安 管通達第1号
			原子燃料サイクル通達	原子力事業本部 原子燃料部門	平成18原燃 品通達第1号
			火災防護通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成27原發 電通達第1号
			原子力技術業務要綱	原子力事業本部 原子力技術部門	平成17原プ 技要綱第2号

※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室
及び経営監査室であり、文書番号は平成15規程第5号とする。

変更前					変更後
品質保証 計画関連 条項	項目	社内標準名		所管箇所	文書番号
		1次 文書	2次文書		
7.2.2	外部とのコミュニケーション	原子力発電の安全に係る品質保証規程※ ¹	外部コミュニケーション通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原発電通達第3号
7.2.3	原子力安全の達成		設計・開発通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原保修通達第2号
8.2.1	調達		原子力部門における調達管理通達	調達本部	平成27調原通達第1号
7.3	調達製品の保存		監視機器・測定機器管理通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原保修通達第3号
7.6	監視機器及び測定機器の管理		品質目標通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原品質通達第3号
8.2.3	プロセスの監視及び測定		原子力部門における内部監査通達	経営監査室	平成18経営原通達第1号
7.6	検査及び試験		検査・試験通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原保修通達第4号
8.2.4	データの分析		データ分析通達	原子力事業本部 原子力発電部門	平成18原品質通達第5号
8.4					

※1：原子力発電の安全に係る品質保証規程の所管箇所は、原子力事業本部、総務室
及び経営監査室であり、文書番号は平成15規程第5号とする。

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">別添1 保安に関する職務</p> <p style="text-align: right;">(1 / 2)</p> <p>1. 本店における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、保安活動を統括する。</p> <p>(2) 経営監査室長は、原子力部門の経営監査に係る、年度計画及び要員の教育並びに経営監査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(3) 原子力事業本部長は、第1項(5)から(10)に定める各部門統括を指導監督し、原子力業務を統括する。 また、安全文化の醸成のための活動の統括及びコンプライアンス意識の向上のための活動の統括の職務を行う。</p> <p>(4) 原子力事業本部長代理及び第1項(5)から(10)に定める各部門統括は、原子力事業本部長を補佐する。</p> <p>(5) 原子力企画部門統括は、要員・組織計画及び要員教育（原子力部門の経営監査に係る要員の教育及び運転員の教育・訓練を除く。）並びに文書管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理及び原子炉施設の安全評価に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動及び原子力発電所の運転保守（運転員の教育・訓練を含む。）、放射線管理、放射性廃棄物管理並びに原子炉施設の設計、保全に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子炉施設の設計・保全（原子力技術部門統括（土木建築）及び原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）及び高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）及びその品質保証活動に関する業務を統括する。</p> <p>(11) 原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>(12) 総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改廃を所管するとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 調達本部長は、契約及び貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良及び修繕に関する業務を行う。</p> <p>(15) 原子力工事センター所長は、原子力事業本部長が指定した保守、修理及び検査に関する業務を行う。</p> <p>(16) 環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析及び評価に関する業務を行う。</p> <p>(17) 第1項(5)から(16)に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。 また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>(18) その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">別添 1 保安に関する職務 (2 / 2)</p> <p>2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり。</p> <p>(1) 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所の課（室）長等を指導監督し、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>(2) 原子力安全統括、副所長及び運営統括長は、所長を補佐する。</p> <p>(3) 品質保証室長は、原子力発電に関する品質保証活動の統括に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証室課長は、品質保証室長を補佐する。</p> <p>(5) 安全・防災室長は、原子炉施設の管理運用に関する安全評価、その他技術安全の統括、原子力防災対策及び原子炉施設の出入管理に関する業務並びに火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務の統括に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全・防災室課長は、安全・防災室長を補佐する。</p> <p>(7) 所長室長は、発電所の運営に関する統括、文書管理と記録管理の統括、教育・訓練の統括、調達先管理、契約及び貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 所長室課長（総務）は、所長室長を補佐する。</p> <p>(9) 技術課長は、発電所の技術関係事項の統括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料課長は、原子燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理及び化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 第一発電室長は1号機及び2号機、第二発電室長は3号機及び4号機に係る原子炉施設の運転に関する業務を行う。</p> <p>(13) 当直課長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>(14) 定検課長は、発電室長の原子炉施設の運転に関する業務のうち、施設定期検査に関する業務の補佐を行う。</p> <p>(15) 保全計画課長は、原子炉施設の保守、修理の統括に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(20) 土木建築課長は、原子炉施設の土木設備及び建築物に係る保守、修理（機械工事グループ課長及び土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気工事グループ課長は、原子炉施設の電気設備及び計装設備に係る保守、修理及び高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。</p> <p>(22) 機械工事グループ課長は、原子炉施設の機械設備、土木設備及び建築物に係る保守、修理及び高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木建築工事グループ課長は、原子炉施設の土木設備及び建築物に係る保守、修理及び高経年対策の推進のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。</p> <p>(24) 発電所課長は、所長の指示する範囲の業務を行う。</p> <p>(25) 第2項(3)から(24)に定める各職位（以下「各課（室）長」という。（別添2において同じ。））は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(26) 各課（室）長は、課（室）員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各課（室）員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p>	変更なし

変更前	変更後
<p>別添2　主任技術者の職務</p> <p>1. 発電用原子炉主任技術者の職務</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（発電所長を含む。）へ指示する。 b. 「高浜発電所原子炉施設保安規定」に定める事項について、発電所長の承認に先立ち確認する。 c. 「高浜発電所原子炉施設保安規定」に定める事項について、各課（室）長からの報告内容等を確認する。 d. 「高浜発電所原子炉施設保安規定」に示す記録の内容を確認する。 e. その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。 <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は次の場合において原子力事業本部長に報告を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 前項a. の職務を遂行すべき状況が生じた場合 b. 「高浜発電所原子炉施設保安規定」に定める事項について、各課（室）長より報告を受けた場合 <p>2. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関し保安の監督を誠実に、かつ、最優先に行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための諸計画の立案に当たっては、必要に応じて工事、維持及び運用に従事する者（発電所長を含む。）に対して指示、指導・助言する。 b. 電気工作物の工事、維持及び運用に関し、保安上必要な場合には、工事、維持及び運用に従事する者に対し指示、指導・助言を行う。 c. 溶接事業者検査及び定期事業者検査において、あらかじめ定めた区分に従つて、検査の指導監督を行う。 d. 電気事業法に基づき行う立入検査には、原則として立会う。 e. 電気事業法及び原子炉等規制法に基づき行う使用前検査、施設定期検査には、あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会又は検査記録の確認を行う。 	変更なし

III. 工事工程表

今回の工事の計画は、基本設計方針（放射性物質濃度低減設備の单一故障に係る設計）を変更するものであり、設備は既設設備の構造を変更することなく継続使用するものであるため、現地工事を伴わない。

今回の工事の工程は次のとおりである。

第1表 工事工程表

項 目	年	2019年		2020年	
	月	11月	12月	1月	2月
原子炉格納施設	※				

■ : 現地工事期間（※基本設計方針の変更であり、工事を伴わないことから手続きの期間を示す。）

□ : 運用開始

IV. 変更の理由

原子力災害制圧道路等整備に伴い、敷地の面積及び形状を変更することにより、周辺監視区域の外における実効線量が変更された。

今回の工事の計画においては、上記実効線量の変更を踏まえ、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更を行う。

V. 添付書類

1. 添付資料

1. 添付資料

資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

資料 2 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

資料 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

(1) 添付資料

目 次

資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

資料 2 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

資料 3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書

資料 3-1 設計及び工事に係る品質管理の方法等

資料 3-2 本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画 原子炉格納施設

資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書

	目	次	頁
1. 概要	T3-添1-1
2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性	T3-添1-1

1. 概要

本資料は、今回の工事の計画が発電用原子炉の設置の許可に抵触するものでないことを説明するものである。

2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

今回の工事の計画のうち「基本設計方針」に係る内容は、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針の記載事項でないため、申請に係る内容は設置許可申請書に抵触するものではない。

資料2 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

目 次

頁

1. 概要	T3-添2-1
2. 基本方針	T3-添2-2
3. 系統施設毎の設計上の考慮	T3-添2-2
3.1 原子炉格納施設	T3-添2-2

1. 概 要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第14条第1項及びその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、安全設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。

今回は、健全性として、機器に要求される機能を有効に發揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮して、「多重性、多様性及び独立性に関する事項（技術基準規則第14条第1項及びその解釈）」（以下「多重性、多様性及び独立性」という。）を説明する。

具体的には、原子力災害制圧道路等整備に伴う周辺監視区域の外における実効線量の評価結果の変更を踏まえ、单一設計としているアニュラス空気浄化設備のダクトの一部並びに安全補機室空気浄化設備のフィルタユニット及びダクトの一部について、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が单一故障によって喪失しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、最も過酷な条件を想定しても、安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計であることを確認する。

2. 基本方針

多重性、多様性及び独立性の基本方針については、平成27年8月4日付け原規規発第1508041号にて認可された工事計画（以下「既工事計画」という。）の添付資料6「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」

2.1項による。

本申請で、該当する单一設計で安全機能を達成する設備の設計上の考慮を「3. 系統施設毎の設計上の考慮」に示し、既工事計画における設計上の考慮から変更がないことを説明する。

3. 系統施設毎の設計上の考慮

3.1 原子炉格納施設

(1) 単一設計

a. 安全補機室空気浄化設備

設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、单一設計とする安全補機室空気浄化設備のフィルタユニット及びダクトの一部については、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は放射性物質が原子炉格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が单一故障によって喪失しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、最も過酷な条件として、ダクトについては全周破断、フィルタユニットについてはフィルタ本体の閉塞を想定しても、安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計としている。

安全上支障のない期間については、設計基準事故時に、ダクトの全周破断又はフィルタ本体の閉塞に伴う放射性物質の漏えいを考慮しても、周辺の公衆に対する放射線被ばくのリスクが原子力災害制圧道路等整備に伴う設置(変更)許可で許可を受けた「環境への放射性物質の異常な放出のうちの1次冷却材喪失」の評価結果約 0.27mSvと同程度であり、補修作業に係る被ばくが緊急時作業に係る線量限度以下とできる期間として、既工事計画と同様に3 日間とする。

单一設計における主要解析条件の比較を第 3-1-1 表、ダクト全周破断時の影響評価を第 3-1-2 表に示す。

設計に当たっては、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とともに、設計基準事故時の当該作業期間において、被ばくを可能な限り低く抑えるよう保安規定に定め、管理している。

以上のとおり、安全上支障のない期間は既工事計画から変更がなく、当該設備における設計上の考慮は既工事計画から変更がない。

b. アニュラス空気浄化設備

設計基準事故が発生した場合に長期間にわたって機能が要求される静的機器のうち、単一設計とするアニュラス空気浄化設備のダクトの一部については、当該設備に要求される原子炉格納容器内又は原子炉放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気中の放射性物質の濃度低減機能が单一故障によって喪失しても、单一故障による放射性物質の放出に伴う被ばくの影響を最小限に抑えるよう、最も過酷な条件として、ダクトについては全周破断を想定しても、安全上支障のない期間に故障を確実に除去又は修復できる設計としている。

安全上支障のない期間については、設計基準事故時に、ダクトの全周破断に伴う放射性物質の漏えいを考慮しても、周辺の公衆に対する放射線被ばくのリスクが原子力災害制圧道路等整備に伴う設置（変更）許可で許可を受けた「環境への放射性物質の異常な放出のうちの 1 次冷却材喪失」の評価結果約 0.27mSv と同程度であり、また、補修作業に係る被ばくが緊急時作業に係る線量限度以下ができる期間として、既工事計画と同様に 3 日間とする。

単一設計における主要解析条件の比較を第 3-1-3 表、ダクト全周破断時の影響評価を第 3-1-4 表に示す。

設計に当たっては、想定される故障の除去又は修復のためのアクセスが可能であり、かつ、補修作業が容易となる設計とするとともに、設計基準事故時の当該作業期間において、被ばくを可能な限り低く抑えるよう保安規定に定め、管理している。

以上のとおり、安全上支障のない期間は既工事計画から変更がなく、当該設備における設計上の考慮は既工事計画から変更がない。

第3-1-1表 主要解析条件の比較 (安全補機室空気浄化設備)

項目	設計基準事故(原子炉冷却材喪失時)の解析条件	影響評価における解析条件
单一故障	ディーゼル発電機1台	安全補機室空気浄化設備 排気ダクト全周破断
アニュラス部の負圧達成までのよう素用フィルタのよう素除去効率	(0~10分) アニュラス空気浄化設備を通じて全量排気筒放出(フィルタの効果は考慮しない)	(0~10分) 同 左
負圧達成後のアニュラス排気風量	(10分~30分) アニュラス空気浄化設備を通じてファン容量(250m³/min)で全量排気筒放出(フィルタの効果を考慮する) (30分~30日) アニュラス空気浄化設備を通じてファン容量の約20%(50m³/min)が排気筒放出(フィルタの効果を考慮する)	(10分~30分) アニュラス空気浄化設備を通じてファン容量(500m³/min)で全量排気筒放出(フィルタの効果を考慮する) (30分~30日) アニュラス空気浄化設備を通じてファン容量の約20%(100m³/min)が排気筒放出(フィルタの効果を考慮する)
安全補機室空気浄化設備のよう素用フィルタのよう素除去効率	95% (20分~30日)	20分~1日:95% 1日~4日:0% 4日~30日:95% (1日~4日は安全補機室空気浄化設備の全周破断による全量漏えいを地上放出として想定)
環境に放出された放射性物質の大気中の拡散条件	2006年1月~2006年12月の気象データに基づき「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に従って評価された相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q) ・排気筒放出 $\chi/Q: 2.9 \times 10^{-5} \text{ s/m}^3$ $D/Q: 2.9 \times 10^{-19} \text{ Gy/Bq}$	2006年1月~2006年12月の気象データに基づき「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に従って評価された相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q) ・排気筒放出 $\chi/Q: 2.9 \times 10^{-5} \text{ s/m}^3$ $D/Q: 3.2 \times 10^{-19} \text{ Gy/Bq}$ ・地上放出 $\chi/Q: 2.0 \times 10^{-4} \text{ s/m}^3$

第3・1・2表 安全補機室空气净化設備の排気ダクト全周破断時の影響評価

	既設置許可（添付十）の 事故解析評価結果	影響評価結果
よう素放出量（現行評価経路） (I-131等価量（小児実効線量係数換算）)	約 2.3×10^{11} Bq	約 2.2×10^{11} Bq
希ガス放出量（現行評価経路） (γ 線エネルギー0.5MeV換算値)	約 5.2×10^{13} Bq	約 4.9×10^{13} Bq
よう素放出量 (ダクト損傷部からの漏えい) (I-131等価量（小児実効線量係数換算）)	—	約 5.8×10^{10} Bq
希ガス放出量 (ダクト損傷部からの漏えい) (γ 線エネルギー0.5MeV換算値)	—	—
実効線量	約 0.27mSv	約 0.37mSv

第3・1・3表 主要解析条件の比較（アニュラス空気浄化設備）（1/2）

項目	設計基準事故（原子炉冷却喪失時）の解析条件	影響評価における解析条件
单一故障	ディーゼル発電機1台	アニュラス空気浄化設備 排気ダクト全周破断
アニュラス空気浄化設備の よう素用フィルタのよう素 除去効率	95% (10分～30日)	10分～1日：95% 1日～4日：90% 4日～30日：95%
アニュラス部の負圧達成ま でのよう素用フィルタのよ う素除去効率	(0～10分) アニュラス空気浄化設備を通じて 全量排気筒放出（フィルタの効果 は考慮しない）	(0～10分) 同 左
負圧達成後のアニュラス排 気風量	(10分～30分) アニュラス空気浄化設備を通じて ファン容量（250m ³ /min）で全量 排気筒放出（フィルタの効果を考 慮する）	(10分～30分) アニュラス空気浄化設備を通じてフ ァン容量（500m ³ /min）で全量排 気筒放出（フィルタの効果を考慮す る）
	(30分～30日) アニュラス空気浄化設備を通じて ファン容量の約20%（50m ³ /min） が排気筒放出（フィルタの効果を考 慮する）	(30分～1日) アニュラス空気浄化設備を通じてフ ァン容量の約20%（100m ³ /min）が 排気筒放出（フィルタの効果を考慮す る）
		(1日～4日) アニュラス空気浄化設備の排気ダク ト全周破断によりファン容量の約 104%（520m ³ /min）となる。その うち約30%（155m ³ /min）が排気ダ クトより地上放出（フィルタの効果 を考慮する）。加えて、安全補機室か らの排気も全量地上放出として考慮 (フィルタの効果を考慮する)。
		(4日～30日) アニュラス空気浄化設備を通じてフ ァン容量の約20%（100m ³ /min）が 排気筒放出（フィルタの効果を考慮す る）

第3・1・3表 主要解析条件の比較（アニュラス空気浄化設備）(2/2)

項目	設計基準事故（原子炉冷却材喪失時）の解析条件	影響評価における解析条件
環境に放出された放射性物質の大気中の拡散条件	<p>2006年1月～2006年12月の気象データに基づき「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に従って評価された相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒放出 $\chi/Q : 2.9 \times 10^{-5} \text{ s/m}^3$ $D/Q : 2.9 \times 10^{-19} \text{ Gy/Bq}$ 	<p>2006年1月～2006年12月の気象データに基づき「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に従って評価された相対濃度(χ/Q)及び相対線量(D/Q)</p> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒放出 $\chi/Q : 2.9 \times 10^{-5} \text{ s/m}^3$ $D/Q : 3.2 \times 10^{-19} \text{ Gy/Bq}$ 地上放出 $\chi/Q : 2.0 \times 10^{-4} \text{ s/m}^3$ $D/Q : 2.6 \times 10^{-18} \text{ Gy/Bq}$

第3・1・4表 アニュラス空気浄化設備の排気ダクト全周破断時の影響評価

	既設置許可（添付十）の事故解析評価結果	影響評価結果
よう素放出量（現行評価経路） (I-131等価量（小児実効線量係数換算）)	約 $2.3 \times 10^{11} \text{ Bq}$	約 $2.1 \times 10^{11} \text{ Bq}$
希ガス放出量（現行評価経路） (γ 線エネルギー0.5MeV換算値)	約 $5.2 \times 10^{13} \text{ Bq}$	約 $4.1 \times 10^{13} \text{ Bq}$
よう素放出量 (ダクト損傷部からの漏えい) (I-131等価量（小児実効線量係数換算）)	—	約 $3.1 \times 10^{10} \text{ Bq}$
希ガス放出量 (ダクト損傷部からの漏えい) (γ 線エネルギー0.5MeV換算値)	—	約 $8.3 \times 10^{12} \text{ Bq}$
実効線量	約 0.27 mSv	約 0.34 mSv